

いわゆる「付札状木製品」について

高 島 英 之・石 守 晃

1 は じ め に

今日までに、木簡の出土事例は、すでに20万点の多きに達し、木簡研究も新たな局面を迎えたと言われるが、木簡そのものに関する史料学的な研究についてみるならば、注目すべき業績が蓄積されつつはあるものの、一方で、乗り越えなければならない課題も未だ多く抱えているというのが実情であろう。

この点は、近年、正倉院文書研究が、各方面からの分析により、格段の深化を遂げているのに比して、多くの面で立ち遅れていると言わざるを得ない。木簡の出土状況はもとより、その形態・法量・調整・用材・木取り・書式などの木簡個々についての即物的検討や木簡の機能論などの重要性が叫ばれて久しいが、何分にも文字面の方に関心が偏ってしまうのは止みがたいようで、実際にそういった方面に関する研究は、現在でもかなり限定されているように見受けられる。

このような状況に鑑み、研究史の概括的反省の上に立って、近年、私も、日本古代木簡の史料的特質、すなわち木簡の木製品としての属性や、書写材料である木と紙の使いわけの問題の究明など、記録材総体の中における木簡の特性を位置づけることを目的として、主に木簡の用途と機能を明らかにするためのささやかな検討を行ってきた。すでに指摘されているように、木簡の有する機能とは、木簡を媒体として形成された人的関係によって付与されたものである。すなわち木簡の用途と機能を解明することによって、そうした人的関係の背後にある律令官司のシステムや構造をも明らかにすることが可能なのであり、ひいてはそのような諸関係の総体としての古代社会像の解明につながっていくもの⁽³⁾と考える。

今回は、こうした木簡そのものについての基礎的な検討の一つの試みとして、俗に「付札状木製品」と称される一群の遺物をとりあげ、若干の検討を行ってみたいと考える。

「付札上木製品」とは、形状が付札木簡に酷似するが、墨痕がないものである。このような遺物は、全国各地の遺跡から出土しているが、従来より付札木簡の未使用のものと考えられてきた。つまり、木簡としての利用を期して製材しておいたにもかかわらず、何らかの理由で使用されることなく廃棄されたのか、あるいは既に使用された木簡を削りなおして再利用するために置いておいたものが、やはり何らかの理由で使われることなく捨てられてしまったものと理解されてきたわけである。しかしながら、後述するように、それら「付札状木製品」の各例について、特に形態や大きさなどの主に外形的特徴について詳細に検討してみると、大変きわだった画一的特徴を見出すことが可能であり、従来、言われてきたように、一様に未使用の木簡とは考え難いように思われる。

表1 いわゆる「付札状木製品」一覧(1)

	遺 跡 名	遺跡の 種 類	所 在 地	出土遺構	法 量	伴 出 遺 物	文献
1	胆 沢 城 跡 東方官衙南方地区 (厨 院)	城 櫓	岩手県水沢市佐倉河	井戸跡	120×19×2.5	木簡3、題籤、定規、多量の木製供膳具(漆器、篋、皿、箸、俎)、木製祭祀具 (刀子形、剣形)、他部材等多量の用途不明木製品、獣骨、土器、瓦等	1
2	多 賀 城 跡 外郭線東南隅地区	〃	宮城県多賀城市浮島	建物土居桁 盛土整地層	132×25×6	木簡55、曲物、木製工具(木槌、楔、鋤の柄杓、算木、篋、他多量の用途不明 木製品、土器、瓦等	2
3	多 賀 城 跡 外郭東地域南部(1)	〃	〃	自然堆積層	123×33×6	木簡1、木製品(曲物、折敷、横櫓)、鉄鏃、瓦、土器	3
4	〃 (2)	〃	〃	〃	100×30×11	〃	〃
5	〃 (3)	〃	〃	〃	96×27×7.5	〃	〃
6	〃 (4)	〃	〃	〃	84×24×9	〃	〃
7	道 伝 遺 跡	官 衙	山形県東置賜郡川西町 大字下小松	大溝	78×24×6	木簡6、題籤、斎串、絵馬、定規、木製供膳具(椀、皿、曲物、篋)横櫓、コ モツゾロ、鉄状木製品、弓、他用途不明木製品など多量の木製品、土器	4
8	発 久 遺 跡 (1)	官衙か?	新潟県北蒲原郡笹神村 発久	包含層	125×22×5	木簡8、多量の木製品、土器類、斎串、木製祭祀具他	5
9	〃 (2)	〃	〃	〃	91×26×8	〃	〃
10	〃 (3)	〃	〃	〃	71×28×4	〃	〃
11	〃 (4)	〃	〃	〃	82×22×4	〃	〃
12	〃 (5)	〃	〃	〃	98×25×4	〃	〃
13	〃 (6)	〃	〃	〃	99×30×5	〃	〃
14	〃 (7)	〃	〃	〃	91×26×5	〃	〃
15	〃 (8)	〃	〃	〃	71×27×5	〃	〃
16	〃 (9)	〃	〃	〃	81×32×6	〃	〃
17	〃 00	〃	〃	〃	70×24×4	〃	〃
18	〃 01	〃	〃	〃	83×20×5	〃	〃
19	〃 02	〃	〃	〃	67×17×3	〃	〃
20	〃 03	〃	〃	〃	89×22×3	〃	〃
21	〃 04	〃	〃	〃	11×32×5	〃	〃
22	〃 05	〃	〃	〃	74×35×4	〃	〃
23	〃 06	〃	〃	〃	91×29×5	〃	〃
24	〃 07	〃	〃	〃	88×(13)×4	〃	〃
25	〃 08	〃	〃	〃	110×20×3	〃	〃
26	〃 09	〃	〃	〃	73×(29)×4	〃	〃
27	〃 00	〃	〃	〃	92×(13)×3	〃	〃
28	〃 01	〃	〃	〃	83×(16)×4	〃	〃
29	〃 02	〃	〃	〃	88×22×5	〃	〃
30	〃 03	〃	〃	〃	54×(14)×3	〃	〃
31	〃 04	〃	〃	〃	55×14×2	〃	〃
32	〃 05	〃	〃	〃	92×27×3.5	〃	〃
33	〃 06	〃	〃	〃	91×27×2.5	〃	〃
34	〃 07	〃	〃	〃	85×26×3.5	〃	〃
35	〃 08	〃	〃	〃	95×27×3.5	〃	〃
36	〃 09	〃	〃	〃	79×27×5	〃	〃
37	〃 00	〃	〃	〃	88×25×2	〃	〃
38	〃 01	〃	〃	〃	(53)×27×3	〃	〃
39	〃 02	〃	〃	〃	105×17×3	〃	〃
40	〃 03	〃	〃	〃	88×11×4	〃	〃
41	曾 根 遺 跡 (1)	集 落 ?	新潟県北蒲原郡豊浦町 太字天王	包含層	123×39×3	木簡5、木製祭祀具(斎串他)、多量の墨書土器	6
42	〃 (2)	〃	〃	〃	114×39×54	〃	〃
43	〃 (3)	〃	〃	〃	102×33×6	〃	〃
44	〃 (4)	〃	〃	〃	(72)27×33	〃	〃
45	〃 (5)	〃	〃	〃	123×(12)×5.4	〃	〃
46	居 村 (B) 遺 跡 (1)	不 明	神奈川県茅ヶ崎市本町	包含層	85×17×4.5	木簡2、未使用付札1、多量の木製祭祀具(火切り板、小形の下駄、小形のみ 小形山形、小形はしご形等形代類)、多量の木製品(櫛、篋、曲物材他)、土器 陶器類、転用硯など	7
47	〃 (2)	〃	〃	〃	91.5×22.5×9	〃	〃
48	〃 (3)	〃	〃	〃	96×21.3×7.5	〃	〃
49	〃 (4)	〃	〃	〃	〃	〃	〃
50	下 曾 我 遺 跡 (1)	不 明	神奈川県小田原市永塚	包含層	80×30×?	木簡2、砧、曲物、龍形木製品、把手付木製品等	8
51	〃 (2)	〃	〃	〃	99×30×9	木簡2、木製供膳具(曲物、折敷、盆等)、鉄状木製品、木履、横櫓、櫓脚付櫓 円盤、ザル他用途不明木製品、部材等多量の木製品、石製紡垂車、土器等	9

52	〃	(3)	〃	〃	〃	93×27×7	〃	〃
53	〃	(4)	〃	〃	〃	93×24×6	〃	〃
54	〃	(5)	〃	〃	〃	87×24×6	〃	〃
55	〃	(6)	〃	〃	〃	90×24×6	〃	〃
56	郡 遺 跡	(1)	官 衙	静岡県藤枝市立花	溝	135×27×6	木簡17、木製供膳具（曲物、皿、箸）、紡織具（斎串、剣形、刀子形、人形、鳥形）、絵馬、農具（フォーク状）などの多量の木製品、土器類、土馬、手捏土器、土鍾、砥石など	10
57	〃	(2)	〃	〃	〃	(123)×27×3	〃	〃
58	〃	(3)	〃	〃	〃	(114)×24×3	〃	〃
59	〃	(4)	〃	〃	〃	99×21×3	〃	〃
60	〃	(5)	〃	〃	〃	93×22×3	〃	〃
61	〃	(6)	〃	〃	〃	69×15×6	〃	〃
62	御子ヶ谷遺跡	(4)	官 衙	静岡県藤枝市瀬古	包含層	(138)×27×4.5	木簡10、木製農具（鋤形、大足、シロカキ、エブリ、横樋、杵）、コモツヅロ、紡織具（糸巻、杵木、横木）、供膳具（曲物、皿、漆塗壺、朝物容器等）、櫛、下駄、鍬、祭祀具（斎串、舟形）他用途不明木製品、部材等大量の木製品、砥石、大量の土器、土鍾、土馬、手捏土器、硯など。	11
63	〃	(2)	〃	〃	〃	138×30×6	〃	〃
64	〃	(3)	〃	〃	〃	99×27×6	〃	〃
65	秋 合 遺 跡	〃	官 衙	静岡県藤枝市南新屋白山	包含層	112×14×7	木製供膳具（曲物、皿）、土馬、土鍾、土器。なお他調査区より木簡片2。	12
66	伊 馬 遺 跡	(1)	官 衙	静岡県浜松市伊場	大溝	150×27×12	多量の木簡、木製祭祀具、木製品、土器他	13
67	〃	(2)	〃	〃	〃	147×29.4×12	〃	〃
68	〃	(3)	〃	〃	〃	144×29.4×63	〃	〃
69	〃	(4)	〃	〃	〃	174×27×6	〃	〃
70	長 岡 京 左京二条二坊六町(1) (22-2次調査区)	都 城	京都府長岡京市鶴冠井町	溝 S D	106×40×5 1301-A	同一調査地点では大量の土器の他、所謂「付札状木製品」が6点出土しているのみで木簡の出土はない。但し、同溝からは総計171点の木簡が出土している。尚、残り2点については未公表。	14	
71	〃	(2)	〃	〃	〃	107×41×5	〃	〃
72	〃	(3)	〃	〃	〃	106×40×5	〃	〃
73	〃	(4)	〃	〃	〃	108×42×5	〃	〃
74	平城京右京八条坊 十三・十四坪(1)	都 城	奈良県大和郡山市九条町	井戸	114×18×4	多量の木製品（木工具、紡織具、櫛扇、横櫛、堅櫛、曲物、箸、杓子形木器）、木製祭祀具（斎串22点）、多量の土器、瓦	15	
75	〃	(2)	〃	〃	〃	76×12×4	〃	〃
76	周 防 国 府 跡 左郭南限域	官 衙	山口県防府市国衙	大溝	90×26×？	木簡1、不製供膳具（曲物、漆椀、箸）、紡織具（糸巻等）、柄、杓子、扇、コモツヅロ、火切臼、横樋、ミニチュアの下駄、隔物、他用途不明木製品など多量の木製品、土器、陶磁器、砥石、多量の瓦、土鍾等。	16	
77	同 防 鋤 銭 司 跡	(1)	官 衙 工 房	山口県山口市大字鋤銭司	大溝	108×18×6	木簡12、木製供膳具（箸、曲物、匙等）、杵、櫛、叩板、箕、火切臼、他用途不明木製品、部材等大量の木製品、多量の竈口、銅銭、銅滓、土器、陶器類など。	17
78	〃	(2)	〃	〃	〃	78×18×3	〃	〃
79	〃	(3)	〃	〃	〃	75×19×2	〃	〃
80	〃	(4)	〃	〃	〃	90×(12)×2.4	〃	〃
81	〃	(5)	〃	〃	〃	75×(9)×3	〃	〃
82	〃	(6)	〃	〃	〃	(72)×15×2.4	〃	〃
83	〃	(7)	〃	〃	〃	(10)×(10)×1.2	〃	〃
84	〃	(8)	〃	〃	〃	(11)×(11)×0.5	〃	〃
85	〃	(9)	〃	〃	〃	(42)×21×3	〃	〃
86	井上薬師堂遺跡	集 落 ？	福岡県小郡市大字井上	大溝	113×32×6	木簡2、極めて大量の木製品（農耕具、生活具、祭祀具、紡織具、建築部材他用途不明木製品）、瓦、土器、陶器、なお他遺構からさきに木簡3。	18	

文献 1. 水沢市教育委員会	「胆沢城跡 昭和61年度発掘調査概報」	1987
2. 宮城県多賀城跡調査研究所	「宮城県多賀城跡調査研究年報」1974	1975
3. 宮城県多賀城跡調査研究所	「宮城県多賀城跡調査研究年報」1981	1982
4. 川西町教育委員会	「道伝遺跡発掘調査報告書」	1984
5. 笹神村教育委員会	「発久遺跡発掘調査報告書」	1991
6. 豊浦町教育委員会	「曽根遺跡」II	1982
7. 富永富士雄	「居村遺跡と出土木簡」(『茅ヶ崎市史研究』13)	1989
8. 神奈川県史編纂室	「神奈川県史・資料編」20	1979
9. 国学院大学考古学資料室	「国学院大学考古学資料室要覧」1973	1973
10. 藤枝市教育委員会	「藤枝遺跡発掘調査概報」III	1986
11. 藤枝市教育委員会	「日本住宅公団藤枝地区埋蔵文化財発掘調査報告書」III	1981
12. 藤枝市教育委員会	「秋合遺跡発掘調査報告書」II	1983
13. 浜松市教育委員会	「伊場遺跡、遺物編」I	
14. 向日市教育委員会	「長岡京木簡」I	1984
15. 奈良国立文化財研究所	「平城京右京八条坊一坊十三・十四坪発掘調査報告」	1989
16. 防府市教育委員会	「防府市文化財調査年報」I	1980
17. 山口市教育委員会	「周防鋤銭司跡」	1978
18. 福岡県教育委員会	「九州横断自動車関係埋蔵文化財調査報告」10	1987

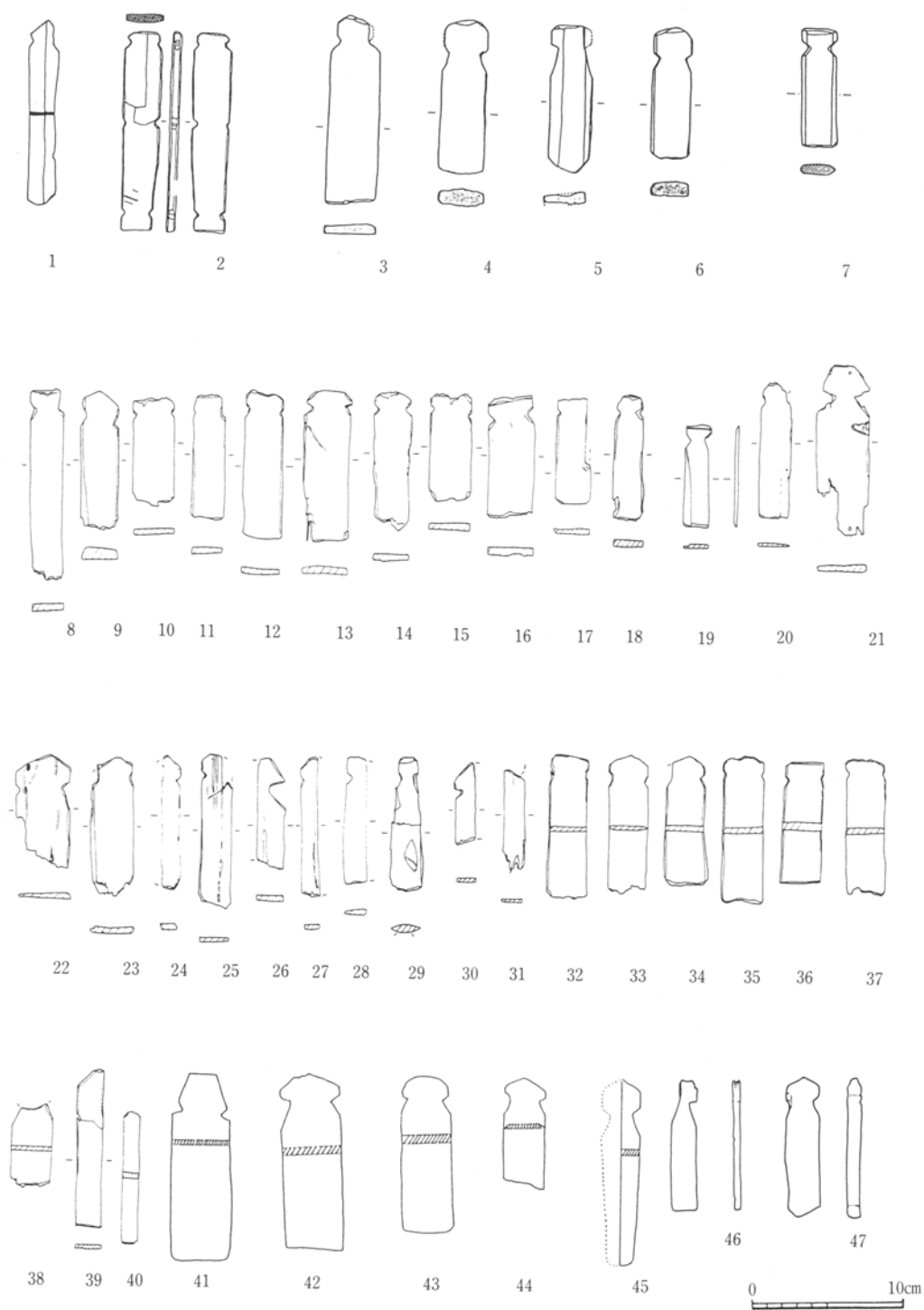


図1 いわゆる「付札状木製品」(1)

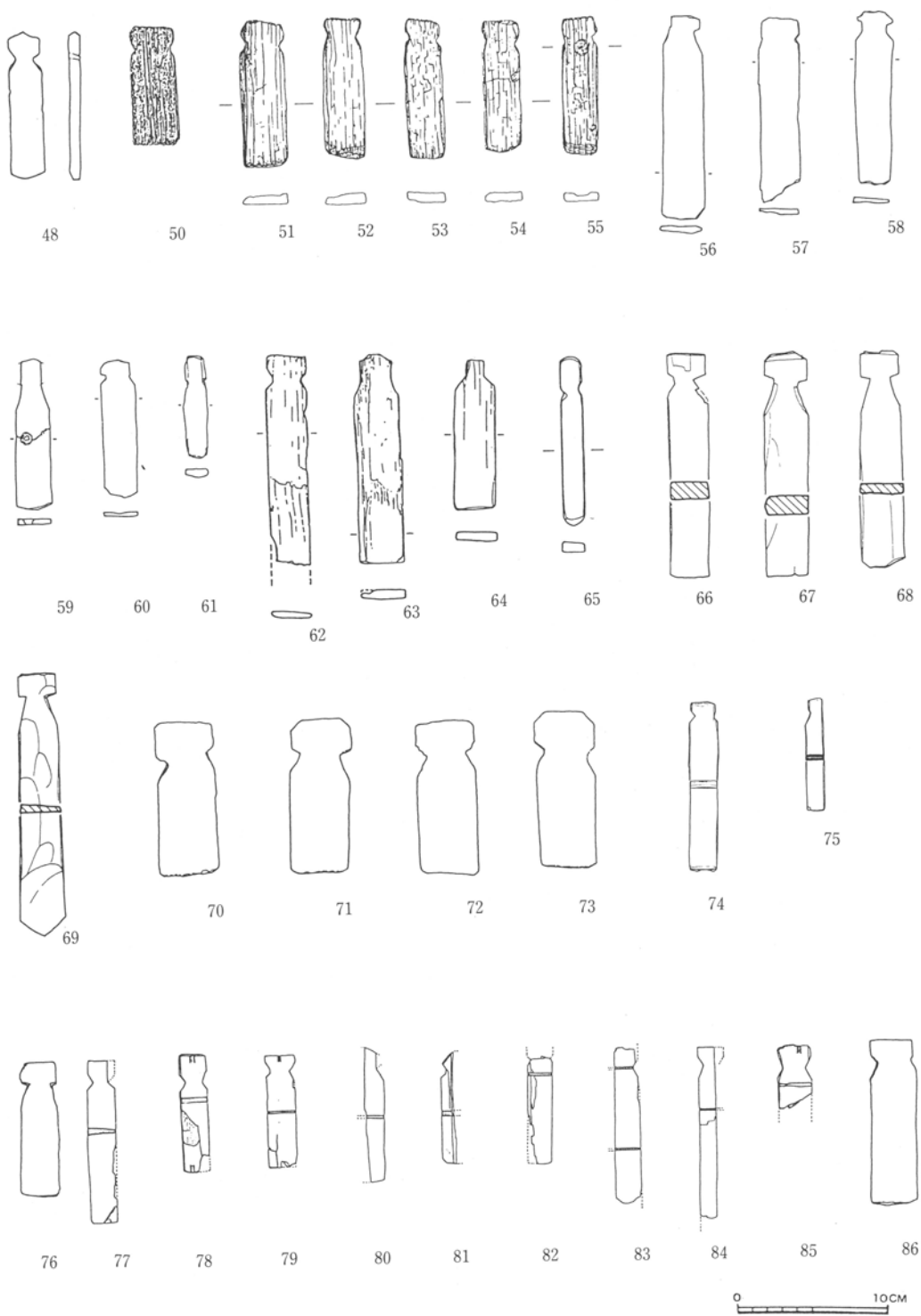


図1 いわゆる「付札状木製品」(2)

小稿は、これらいわゆる「付札状木製品」について、資料的集成を行うとともに、それら個々についての即物的検討を行い、その用途・機能の同定を試みようとするものである。また、あくまでも可能性の域を出ないのであるが、その用途として想定されるものについても、試みに一つの復元案を提示してみたいと考える。

なお、小稿は、去る1988年10月22日、神奈川地域史研究会主催のシンポジウム「居村（B）低湿地遺跡が語る古代の相模」の席上、高島が口頭報告した⁽⁴⁾ものをもとに、石守の協力を得て、その内容の一部を改変し、また、その後に増加した資料を加え、さらに検討・考察を進めた上で成稿したものである。石守・高島両名の討議の上、1～4および6節を高島が、5節を石守が執筆した。

また、検討の対象とした資料は1991年12月末現在、公表されているものに拠っている。

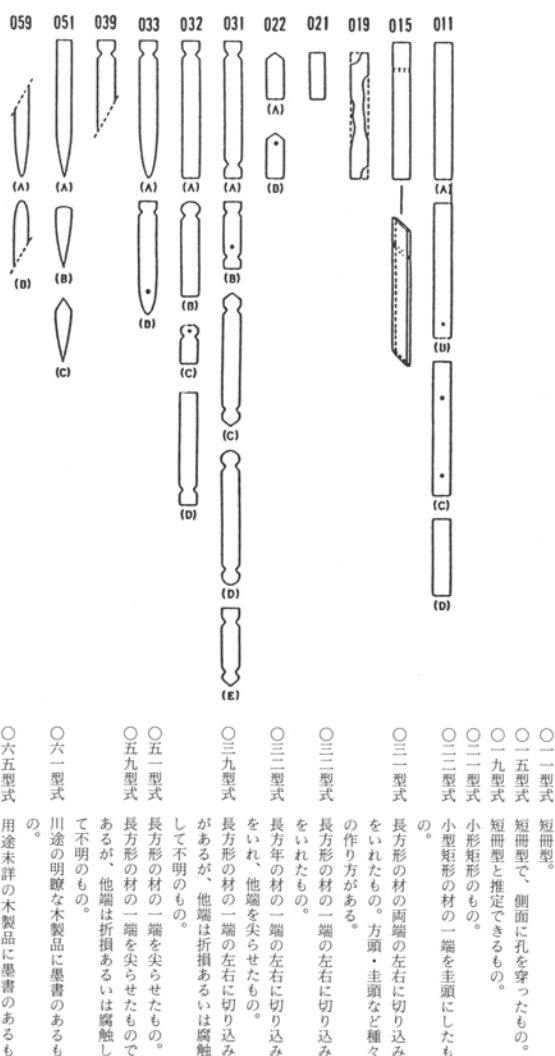


図2 木簡の形態分類（弥永貞三「古代史料論・木簡」より・一部改変）

2 「付札状木製品」の特徴

「付札状木製品」は、現在までのところ管見に触れた限りで、全国の16ヶ所の遺跡から86点の出土が報じられている⁽⁵⁾（表1・図1参照）。まず、それら個々について即物的に検討した結果、指摘できる特徴を列挙し、一通りみていくことにしたい。

まず、形状・法量について言えば、ほとんどのものが、短冊型の用材の一端に切り込みを入れたもので、木簡の形式分類で言えば、いわゆる032型式のものであり、いずれもが長さ10cm内外、幅約2～3cmと、かなり均一な値をとっている。もし仮に、これらを木簡とみるならば、いずれもが木簡全般の中では、かなり小型のものであると言えるだろう。確かに、木簡⁽⁷⁾の中でも、物品整理用の付札のなかには、これら「付札状木製品」に形状・大きさともに非常によく類似するも

のが多く見られ、これらが一概に未使用の木簡と考えられてきたのも故あることと考えられる。

さらにそれら「付札状木製品」の形状の細部について詳細に観察してみると、特に端部近くに施された切り込みの入れ方に特徴的なものがあり、「>」字形というよりも、切り欠きの上端部分が直線的になった「フ」の字状のものが多く見られる。材の整形は、極めて入念に行われているものが多く、また、木簡一般の例に比して厚みのあるものが多いようである。

次に、出土状況についていえば、特別、他の木製遺物などと異なった出土状態を呈しているわけではないが、一つの遺跡の同一遺構から数点のものがまとまって出土する事例が多いという点が指摘できる。また、それらの出土した遺跡は、特定の地域に偏在しているというわけではなく、全国的にみられるのであるが、これまでの管見の範囲では、それらが出土した遺跡からは、いずれも木簡及び祭祀遺物が必ず出土しており、しかも同一遺構からそれらと共伴して出土している場合が多い。⁽⁶⁾すなわち、都城・城柵・官衙ないしそれらとの密接な関連が想定できる遺跡に限られ、一般集落等の遺跡から出土したケースは、現在までのところではみあたらないようである。

3 「付札状木製品」をどのように考えるべきか

前項では、「付札状木製品」そのものにみられる特色について簡単に整理してみた。それらは、ごく少数の例を除いて、極めてよく類似した形態を備えていることが指摘できた。

周知のように、木簡の形態・法量は極めて多種多様である（図3参照）。また、付札木簡の中

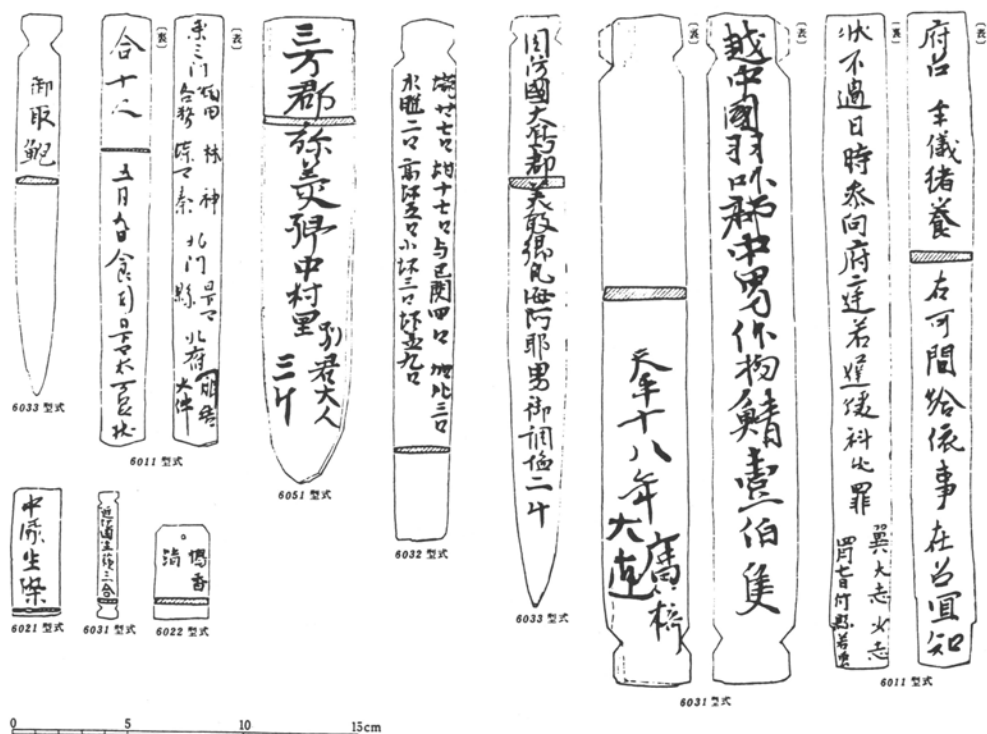


図3 多様な木簡の形態

では、長方形の材の両端に「>」字形の切り欠きを施した、木簡の形態分類でいうところの031型式を呈し、長さ20cm前後のものが最も数多くみられる。そうであるにもかかわらず、「付札状木製品」では、先述してきた通り、そのいずれもが、材の一端のみに切り欠きを有し、長さ10cm程度のものがほとんどである。もし、これら「付札状木製品」を未使用の木簡と仮定するならば、何故に未使用の木簡には、全国的にみても、材の一端のみに切り欠きを有する型式を呈し、且つ長さ10cm内外の小型のものばかり遺存しているのかが問題になってこよう。

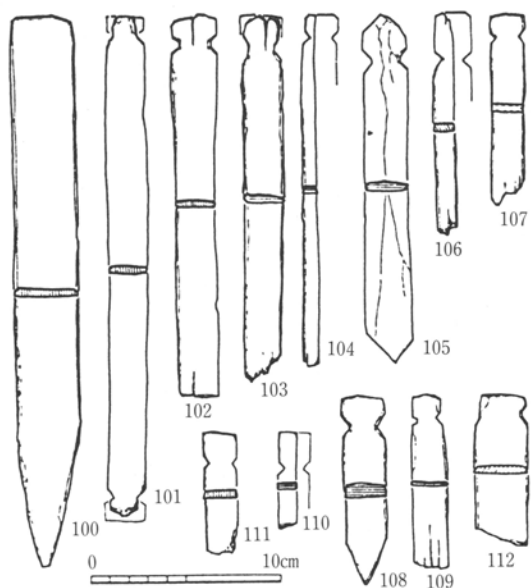
例えば、平城宮跡からは、未使用の木簡あるいは再利用の木簡と言われる、文字や墨痕のみられない木簡状の木製遺物が多数出土しているが⁽⁹⁾(図4参照)、種々の形態・大きさのものがみられ、その中では、木簡通有の15cmから20cm内外のものが最も多くみられる。また、その形態も、いわゆる「付札状木製品」のような一端のみに切り欠きを有するものは、むしろ大変まれであり、上下両端に切り欠きを有するものや先端を削り尖らせたものが多いが、全般的に言って非常にバラエティーに富んでいる。つまり、これらは木簡通有の特徴を備えており、このような状況であれば、未使用ないし再利用の木簡と断定することが可能である。

しかしながら、「付札状木製品」の出土事例では、全国的に類例がみられるにもかかわらず、これらの形状・法量などの細部にわたってまでかなりの画一性がみられ、これら「付札状木製品」に共通すると顕著な形態・法量の特徴と、木簡一般に指摘できる諸特徴とを比較して勘案するならば、これらが未使用の木簡であるとは考え難いように思われる。

確かに、これら「付札状木製品」の出土が、管見の限りではいずれも木簡が出土した遺跡に限られており、木簡が出土していない遺跡からの出土事例が全くみあたらないという点は、これらが未使用の木簡ではないと考える上でマイナス要因となろう。しかしながら、よく知られているように、木製品が出土する環境はかなり限定されており、都城・官衙等の遺跡で木製遺物が豊富に出土しているようなところでは、ほぼ例外なく木簡も出土しているので、そのような遺跡から出土する木製品は、みな木簡と共伴しているといえることができる。

また、従来より、未使用の木簡ということで木簡との共伴が注目されてきたのであるが、先にも述べたように、木簡のみならず木製祭祀具との共伴も指摘できるので、特に、「付札状木製品」と木簡との共伴を重要視する必要はないだろう。なお、それらの出土が都城・城柵・官衙などの「公的施設」の遺跡に限定されていることからみるならば、「付札状木製品」自体がそうした「公的施設」でのみ使用されるようなものであったと想定することも可能であろうが、今日までの全国における各種の調査事例をみても、一般的な集落遺跡において木製品が豊富に出土した例が大変少ないので、そのように速断することはつつしまねばならないだろう。「付札状木製品」と「公的施設」とを関連づけることについては、いましばらくの検討を要しよう。

要するに、それら「付札状木製品」に共通する顕著な形態的特徴・法量の様相と、木簡一般のありかたとを比較して考えるならば、これら「付札状木製品」は、未使用の木簡とは考え難いように思われる。つまりこれらは木簡ではなく、何らかの別の用途の木製品であったと考えるべ

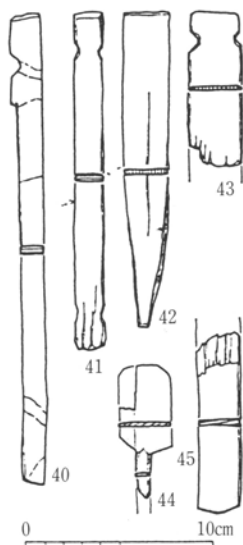


S B 7802出土札未使用木簡

番号	型式	長さ	幅	厚さ	材質
100	6051	290	33	5	ヒノキ
101	6031	263	20	4	〃
102	6032	200	22	4	〃
103	6039	(192)	20	5	スギ
104	6039	(184)	(7)	4	ヒノキ
105	6033	181	23	5	〃
106	6039	(111)	(11)	5	〃
107	6039	(101)	18	4	〃
108	6033	99	22	8	〃
109	6039	(92)	19	2	〃
110	6039	(51)	(10)	4	スギ
111	6039	(64)	16	5	ヒノキ
112	6039	(80)	27	5	〃

S B 7802出土未使用木簡の寸法

() は現在値・単位mm



S D 3715出土の
未使用木簡

番号	型式	長さ	幅	厚さ
40	6032	254	(17)	4
41	6031	183	16	5
42	6051	171	30	3
43	6039	(84)	29	2
44	6019	(97)	23	4
45	6065	(121)	(9)	5

S D 3715出土未使用木簡の寸法

() は現在値、単位mm

図4 平城宮跡出土の未使用木簡

きではないだろうか。

4 「付札状木製品」の用途と機能

それでは、これら「付札状木製品」は一体、如何なる用途の木製品と考えればよいのだろうか。各種の民族事例等にあたって類似する木製品を探してみると、形状からみるならば、可能性として、糸巻きなどの紡織関係の用具、俵などの藁編みの際の道具、漁撈に用いる一種の⁽¹⁰⁾「浮き」、などが想定できる。ただ、それらについても、形態的に全く「付札状木製品」に類似しているというわけではなく、藁編みの道具としてはやや重さに欠けるように思われるし、また、浮きとしてはやや浮力に難点があるなど問題点も少なくない。⁽¹¹⁾また、それらの道具であるならば、より多くの遺跡から普遍的かつ多量に出土してよいはずである。

これまでに検討したところ、これら「付札状木製品」に、その形状が最も類似する木製品は、楽器の「ささら」である。周知のように、ささらとは「編木」と書き、一端に切り欠きか穿孔を施した長方形の短冊型をした木もしくは竹の数枚～十数枚の小片を紐で板状に連ね、その両端に把手を付け、把手を持って小片同士を打ち合わせて音を出す楽器で、その奏でる音がさらさらというところから名付けられたものとも言われている。主に中性以降、現在に至るまで、田楽その他の民俗芸能に用いられるほか、説教や祭文などの大道芸にさかんに使用されている（図5）。

この「ささら」という楽器が、いつ頃まで溯り得るかは定かではないが、文献資料にみえるところを拾ってみると、『伊呂波字類抄』に、

ササラ 同上
筑 編木

また、『箋注倭名類聚抄』に、

拍打也、是単拍字義、拍版二字連文、始訓「楽器」、此當「刪」打也「字」、

（中略）今俗呼「毘牟佐々良」者蓋是、（後略）。

とあり、また、『栄花物語』の第19段「御著裳」には、

（前略）かくて賀茂のまつりなどもすぎて、五月になりぬ。大宮つちみかど殿におはしませば、殿なにわざをして御覧ぜさせんと覚しめして、又でむがくといひて、あやしき様なるつづみこしにゆひつけて、笛ふき、佐々良といふ物つき、さまざまの舞、あやしの男どもの歌うたひ、（後略）。

などとあり、少なくとも11世紀の段階では今あるような形で存在していたようである。また12世

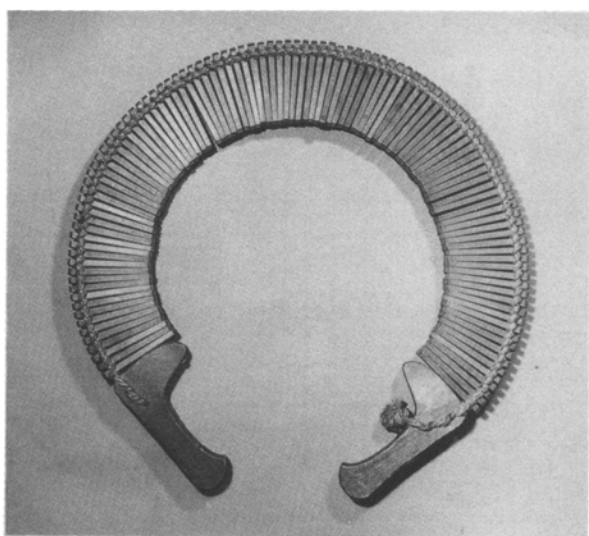


図5 ささら（埼玉県立博物館『昔のかたち』1991より）

紀に成立したと考えられている『鳥獣戯画』には、現在でも用いられている“ささら”と全く同じものが描かれている（図6参照）。

今回、検討の対象としてとりあげた「付札状木製品」は、8世紀代から中世にかけてのものであり、なかでも8～9世紀ころのものがほとんどであるが、前期の点を勘案すれば、すでに奈良時代からささらが用いられていたことは充分想定可能であろう。



図6 『鳥獣戯画』にみえる「ささら」

現存する“ささら”の小片1点1点は、いずれも長さ10cm内外の長方形の木片で、材の上端に紐で連ね結ぶための切り欠きを有しており、しかも美しい音色が出るように、その整形は大変入念に行われていて、先述したようなこれら「付札状木製品」にみられる形態的特徴に極めて合致するし、また、「付札状木製品」が数点から数十点まとまって出土する事例が多いという点からも“ささら”との類似性が指摘できる。また、“ささら”のような楽器が使用される機会や場所という点から考えても「付札状木製品」を“ささら”と仮定するならば、それらが祭祀遺物と相伴しているという点も充分うなづける⁽¹²⁾。要するに、これら「付札状木製品」を“ささら”と考えるならば、形態的特徴や出土状況など、それらに関する即物的な特徴が、すべて整合的に解釈できるのである。

なお、付言するならば、“ささら”と言っても、中世以降現在まで使用されているものと全く同型のものを想定する必要はないだろう。現存する“ささら”は非常に多くの木片で構成されており、数十枚にのぼるものが多いのだが、音を出すということであればわずか数枚の木片でも充分機能するし、極端に言えば2枚の木片相互を打ち合わせ、あたかも“四ツ竹”のごとく用いることも想定できる。⁽¹³⁾

故に、あくまでも可能性の域を出ないのであるが、他に、それと確実に同定できる木製品が現段階においてみあたらない以上、敢えて一案としてこれら「付札状木製品」は“ささら”の如き楽器であるとの仮説を提示しておきたい。

5 「付札状木製品」の復元

本節では、「付札状木製品」は「ささら」の如き楽器であるとの仮説のうに、その製作技法及び使用法について、実際に即して試みることにしたい。復元の対象としたのは静岡県袋井市郡遺跡出土の木簡（第1図-56～61）である。この資料を選択したのは、多くの一括資料が一枚一枚の木簡の平面的な大きさにはっきりとした差がないのと異なり郡遺跡の一括資料はそれぞれの「付札状木製品」の平面的な大きさに差があるため、紐での結索がこの資料について可能になれば他の一括資料に対しても行い得ること。楽器として考えた場合、音としての面白さが予想されたことによったのである。

〔付札状木製品の復元〕

木簡の復元は市販の櫨材を用い、郡遺跡の資料の平面形を映し、厚さは凡そその資料に合わせるように3mm程度に削り込んで作った。

〔結索法1—ビンササラの結索法⁽¹⁴⁾〕

次に「付札状木製品」を編むための結索については、組み紐またはたこ糸を用いて検討した。木簡の留め方は良く分かっていない。そこで結索方法としてまづビンササラのものを用了。これは第7図-4のように3本の紐を用意し、「付札状木製品」を重ねてその左右の切り込みにそれぞれ紐を当てて通し、3本目の紐を一方の側で「付札状木製品」に掛け乍ら左右の紐に交互に渡していく方法である。この場合、結索した「付札状木製品」を鳴らすためには「付札状木製品」を固定するのではなく、「付札状木製品」が落ちない程度まで紐を緩めて遊びを持たせる必要がある。

〔結索法2—竹簡の結索法⁽¹⁵⁾〕

これは第7図-1のように、2本の紐を用意して「付札状木製品」を並べ、その両側の刻みを結んだ表裏両面のライン上にそれぞれ紐を通して、刻みの部分で紐を交差させるという作業を繰り返して「付札状木製品」を編んでいく方法である。全体が編み上がったところで「付札状木製品」を表裏に畳むように重ね、余った紐で切れ込みの部分に沿って「付札状木製品」の束全体を巻くと第7図-2のようになる。この

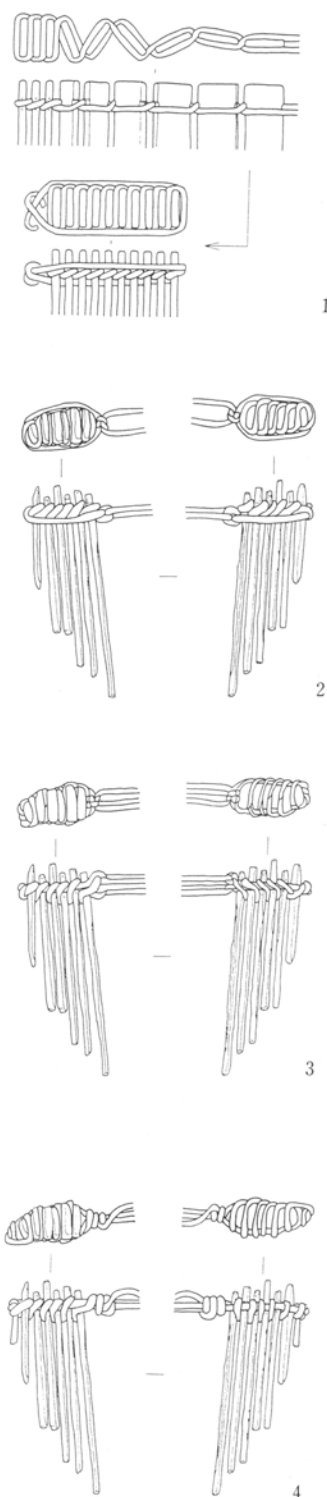


図7 1. 竹簡の結索方法 2. 竹簡の結索法 3. 竹簡の結索法の発展系 4. ビンササラの結索法

結索法でもビンササラの結索法と同様に遊びが必要であるが、遊びを持たせた場合束全体を巻く紐が外れ易いため、切れ込み部分で交差させた紐の下に巻くとやや外れにくくなる。

〔結索法 3—竹簡の結索法の発展系〕

上述のように竹簡の結索法は紐が外れ易いため、「付札状木製品」の束全体を巻く紐を、第7図—3のように切れ込み部分で交差させた紐の内側にくぐらせてみた。この場合も同様に遊びが必要であるが、竹簡の結索法、更にはビンササラの結索法に比べても「付札状木製品」は安定し、効果的である。この結索法の側面観はビンササラの紐が木簡を巻いている側の側面観に似ている。ただし紐を緩めたり締めたりする作業はビンササラの結索方に比べ難しく、演奏に当たっての微調整などはビンササラの結索法の方がやり易い。

〔演奏方法〕

上述のどの結索方法を用いたとしても、演奏方法には片手を用いた場合と、両手を用いた場合がある。何れの場合も音は「付札状木製品」と「付札状木製品」が合わさった時に発せられる。

前者の場合は垂らした状態の「付札状木製品」（第8図—1—1）を弾みをつけて振り上げ（第8図—1—2）、拳の上に落ちて来て（第8—1—3）音を発する。この音は響きを伴わないもので、ビンササラの音色に似ている。ただし、「付札状木製品」が落ちて来るのを待たなければならないので、ビンササラのように正確にリズムを刻むのは難しい。なお竹簡の結索法を用いた場合には「付札状木製品」の数は5枚以上では外れてしまうため、3～4枚が限界である。

後者の場合は「付札状木製品」の束を下方に下げて簡と簡の間を広げ（第8図—2—1）、弾みをつけて振り上げて音を発するのであるが（第8図—2—2）、音を発した後すぐに「付札状木製品」と「付札状木製品」は再び離れて（第8図—2—3）響きが残る。音としては鳴る子に似ている。リズムは片手による演奏に比べ取り易い。

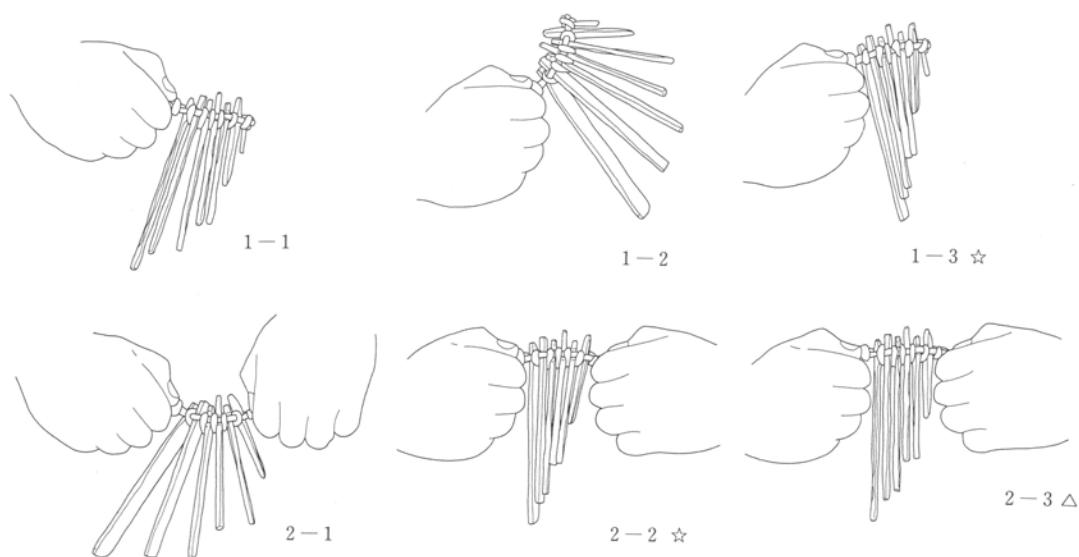


図8 「付札状木製品」の演奏方法（☆印は音の発するところ、△は響きが残るところ）

[小 結—楽器としての発達]

以上のように所謂「付札状木製品」の用途として「楽器」、この場合札の形態からビンササラの原型としてのそれを考えて検討してきたのであるが、楽器という用途は有効ではないかという感触を持った。次に楽器であるという前提に立って、発生からビンササラまでの流れを若干考察してみたいと思う。

結索法について見れば竹簡の結索法から、木簡を落とさないために木簡の束全体を結ぶ紐を内側に入れた結索方法、それを合理化したと思われるビンササラの結索法への変遷が推測された。

演奏方法の検討からは、ビンササラにつながるものとしては、音の質から考えて片手で演奏するのが適当であると判断された。また「付札状木製品」の一括資料が数枚であるのは、竹簡による結索法による、枚数が多いと外れてしまう、という経験によるものではないかと推定される。

従って、楽器として考えた場合の「付札状木製品」の発生については、竹簡の結索法を用いた木簡の持ち運びによる偶発的な発音に求められるのではないと思われる⁽¹⁶⁾。その後木簡を外れにくくするための結索法の改良が行われ、竹簡による結索法によった時期の名残で数枚の木簡を用い、片手で演奏していた今回検討対象とした「付札状木製品」の時期に至ったものと考えられる⁽¹⁷⁾。「付札状木製品」とビンササラをつなぐ資料がないためはっきりしたことは言えないが、その後付札の枚数を増やし、その取り扱いが片手では難しくなったために両手を用いるようになったのではないかと推定され、またビンササラの結索法はこの段階で付札の枚数が増えたことによって生じたものとも考えられる。

ビンササラの演奏は田楽などで行われていたが、「付札状木製品」の時期との間にはミッシングリンクがあり、単純に演奏場所などを遡ることはできない。その発生の推定などから当初は公の施設で演奏されていたものとは思われるが、演奏の場については儀式・宗教・宴席・合図など種々のものが考えられるが特定はできない。また、片手による演奏はリズムが取りづらいため、合奏に用いるにはあまり適さないように思われる。従って単独による演奏が主ではなかったかののではないかと考えられる。

6 お わ り に

推測に推測を重ね、雑駁な行論に終始したが、小稿では、このような「付札状木製品」について若干の資料集成を行うとともに、それらの用途・機能についても、試みに一つの案を提示してみた。いずれにしても、これら「付札状木製品」が、従来より言われてきたような未使用の木簡ではないということは確実に言ったと言えるのであり、小稿の主眼とする点もまさにそこに存するわけである。「付札状木製品」を「ささら」の如き楽器と考えたのは、あくまでも想定できる一つの案にすぎず、当然のことながら別の用途の可能性も全く否定はできない。今回集成した資料の中にも明らかに「ささら」の如き楽器の一部とは考えにくいものも存在しているのであり、「ささら」の如きものという想定は、「付札状木製品」の出土例の多くにみられる共通項を括った結果、

導き出された仮説であることを強調しておきたい。

先述したように、木簡と言うと、大方の興味関心は専らそこに記されている文字内容の方にあり、その形状などは等閑視されがちである。しかしながら、自明の如く、木簡は考古学的な出土遺物であり、その形状等の検討を充分に行ってはじめて、記載内容を正しく解釈することが可能なのである。ここでとりあげた「付札状木製品」は、まさにその形状の検討によって、それらが従来言われてきたような未使用の木簡ではないことが判明したのである。

「付札状木製品」の検討などということは、非常に微細なことのように見受けられるかもしれないが、「何が木簡であり、また木簡ではないか」ということを見極めることは、木簡の概念に関わる極めて重要な問題であり、木簡学における最も基本的なテーマであると言えるだろう。また、そのことが、本来の木簡を考える上での重要な手掛かりとなるのではないかと考える。

資料の収集は必ずしも充分なものではなく、甚だ不満足な検討結果を報告せざるを得なかったわけであり、また、残された課題も多いが、大方の御叱正をお願いして、今はひとまず擱筆することにしたい。

なお、小稿をまとめるにあたっては、平川南(国立歴史民俗博物館)・鈴木靖民(国学院大学)・大平聡(宮城学院女子短期大学)・西岡芳文(神奈川県立金沢文庫)の各氏(順不同)より貴重な御教示を賜った。末尾乍ら、記して深甚なる謝意を表する。

(付記)

小稿は、高島の平成3年度文部省科学研究費補助金(奨励研究B)による成果の一部である。

註

- (1) 今日における木簡研究の動向については、鬼頭清明『木簡』(ニューサイエンス社)1990年、佐藤信「木簡研究の課題」(木簡学会編『日本古代木簡選』岩波書店 1990年)を参照。
- (2) 岸俊男「木簡研究の課題」(奈良国立文化財研究所『第1回木簡研究集会記録』1976年)同「木と紙」(『横田健一先生還暦記念日本史論叢』1976年)、坪井清足「木簡研究の課題」(『考古学論考』平凡社 1982年)、など。
- (3) 鬼頭清明氏註(1)前掲書27頁。
- (4) 神奈川地域史研究会編『居村「放生木簡」シンポジウムの記録』1989年。
- (5) 各遺跡の概要について、一々詳述することは繁雑であるのでこれを避ける。表1を参照されたい。
- (6) 小稿で、木簡の形態を表現する場合は、奈良国立文化財研究所や木簡学会で用いられている方式(図2参照)による。
- (7) 弥永貞三「木簡の形態—長さ・幅・縦横比などよりみた—」(奈良国立文化財研究所『第2回木簡研究集会記録』1977年)。
- (8) 言うまでもないことであるが、木製品が多量に出土する条件は非常に限定されているという点も考慮に入れる必要はあろう。
- (9) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告』XI 1982、104～112頁参照。
- (10) 特に「浮き」については、付札木簡との類似性が指摘できる。三重県桑名郡多度町所在の柚井遺跡からは、1928年(昭和3年)に付札木簡が2点出土し、わが国における初の木簡出土例として名高いが、調査を担当した鈴木敏雄氏は、1928年8月に公表された報文『三重県桑名郡多度町大字柚井貝塚誌考 正編』の中で木簡を指して「漁網ノ浮木ナルベシ」と報告している。木簡の存在が知られない時点では、「浮き」と誤認するほどに、付札木簡と「浮き」とは形状面において類似しているのである。(柴原永遠男「柚井遺跡出土の木簡」『木簡研究』2 1980年、同「柚井遺跡出土木簡の再検討」『木簡研究』8 1986年、を参照)。
- (11) 東野治之氏の御教示による。
- (12) ささらは、中世以降主に田楽などの際に用いられるのだが、田楽とはそもそも農耕儀礼に起源するものであり、現在でも神社における祭礼の際にささらを用いる例もあるから、その初源期にあつては専ら祭祀の場で用いられたであろう。
- (13) 30枚～80枚程度の木片を使用した例が多いようであるが、中には十数枚程度の木片で構成される小型のものも存在する。
- (14) 平成3年埼玉県立博物館で開催された展示会「音のかたち—日本の音を探る—」で実見した復元したものを含む。資料に基

づいて復元した。

- (15) 『経木』『ものと人間の文化史37』田中信清著 1980 26頁
- (16) この段階は石守（『原始・古代楽器の考古学的一研究』長野県考古学会誌37 22頁 1980）の分類による「音具レベル」（楽器の発達に当たって楽器以外の用途の道具を楽器として使う段階）に当たる。
- (17) この段階では石守（1980）の分類による「楽器レベル」（楽器として認識される段階）に達していると判断される。